

公共工事を受注しようとする建設業者の皆さんへ

施工体制の適正化の促進について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に対応

令和7年10月10日改正

埼玉県 坂戸、鶴ヶ島下水道組合
総務課 総務係

I 公共工事の施工体制の適格化の促進等について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に対応

平成13年4月1日から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」といいます。（政令、指針を含む。））が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が行う公共工事の入札や契約の適正化の基本事項を定め、情報の公表、不正行為等に対する措置、施工体制の適正化の措置を講じる等して、公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的としています。

この法律では、施工体制の適正化を促進するため、これまで建設業法や坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負契約約款で義務付けられていた項目について更に強化されたものとなりました。

公共工事を請負う建設業者各位におかれましては、この法律の趣旨をご理解いただき、適正な公共工事の施工をお願いいたします。

II 一括下請の全面禁止

一括下請負（いわゆる「丸投げ」）は、入札契約適正化法第14条の規定により公共工事については全面的に禁止されています。違反すると、営業停止処分又は建設業許可の取消処分等の監督処分の対象となることがありますので、適正な施工体制により公共工事を履行してください。建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者に参入の余地を与えることにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

このため、建設業法及び入札契約適正化法はいかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うことを禁止しています。

III 下請負は「下請契約書」を締結

注文書・請書のみの下請けは禁止

■ 下請契約

元請負人は、受注した工事を下請負人に施工させようとするときは、当該下請負人との間で下請契約書等の書面（注文書や請書のみ等では建設業法違反となります。）による契約を締結する必要があります。

なお、契約書には建設業法の要請により次に掲げる事項を記載しなければなりません。

【下請契約書に記載する事項】

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に

関する定め

- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引越しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

■ 一括下請負とは……

- (1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。
 - ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合(*注1)
 - ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合(*注2)
- (2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に、現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、**現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者**が置かれていない場合は、「実質的に関与」しているとはいえませんので注意してください。
- (3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行ない、建設工事1件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

*注1

「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に出された工事の質、量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりませんが、例えば本体工事のすべてを1業者に下請負させ、付帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を1業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

（具体的事例）

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

*注2

「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の具体的事例のような場合をいいます。

す。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうち1戸の工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事1kmを請け負い、そのうち500m分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を下請負させる場合

■ 不正行為等の場合の措置

公共工事の入札及び契約に関する談合、贈収賄、一括下請負などの不正行為については、刑法、独占禁止法、建設業法等により罰則や行政処分が定められています。坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、公共工事に係る不正行為を確認した場合は、警察、公正取引委員会、国土交通省その他の関係機関に通報するなど連携して厳正に対処します。

Ⅳ 施工体制台帳・施工体系図の提出

1 施工体制台帳の提出

公共工事の受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、「施工体制台帳」を作成し、その写しを発注者（工事担当課）に提出しなければなりません。（平成29年6月1日より下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。）提出後に変更が生じた場合は新たな施工体制台帳を作成して提出してください。施工体制台帳とはどのような工事を下請させているかを記載した書面と下請契約書などの添付書類から構成されるものです。（入札契約適正化法施行前は、建設業法により発注者の請求により閲覧に供すれば足りていましたが、**写しの提出が義務付けられました。**）

なお、特定建設業の許可を受けていない一般建設業者は下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる下請契約をすることはできません。

2 施工体系図の掲示・提出

施工体制台帳の作成と併せて当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、施工体制台帳の提出と併せて施工体系図の写しも提出していただきます。

3 発注者の点検・違反の場合の措置

前記1・2に該当する公共工事の受注者は、発注者から技術者の配置状況等の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを拒むことはできません。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、現場代理人等通知書、施工体制台帳、施工体系図等の提出された書類と現場の実態を照合・確認します。その結果、違反行為があると認められる場合は、建設業の許可を受けた許可行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）及び当該事実が行われている区域を管轄する都道府県知事へその旨を通知します。

Ⅴ 監理技術者・主任技術者等の適正配置

公共工事の施工に際しては、建設業法及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負契約約款の規定により次に掲げる「現場代理人、主任技術者、監理技術者等」の設置が義務付けられています。請負った工事の内容によって必要な技術者の資格や専任制の要件が異なりますので、適正な配置をして工事担当課へ提出してください。

【現場代理人】（建設業法第19条の2第1項／約款第10条）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更・請求・受領権限、契約解除権限等を除く。）を処理するものとします。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味しますので、原則として現場代理人は他の工事と兼務はできません。ただし、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款第10条第3項に該当した場合は兼務も可能です。

また、請負者は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、その権限の内容を文書で管理者に通知しなければなりません。

【主任技術者】（建設業法第26条第1項）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法の規定に該当する者で工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。また、請け負った建設工事の請負代金の額が、4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければなりません。専任の主任技術者は、他の工事と兼務はできません（ただし、建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合を除く）。

[主任技術者の要件] ……建設業の許可を受けた営業所に専任で配置

- ① 大学（指定学科）又は高等専門学校卒業後、実務経験3年以上
- ② 高校（指定学科）卒業後、実務経験5年以上
- ③ 実務経験10年以上
- ④ 建設業法、建築士法、技術士法、電気工事士法、消防法、職業能力開発促進法等に基づく技術検定の合格者
- ⑤ 登録基幹技能者講習を修了した者（修了種目により主任技術者として認められる建設業の種類が異なります。）
- ⑥ その他国土交通大臣が認める者

【監理技術者】（建設業法第26条第2項・第3項・第4項）

組合から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の総額が、5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上になる場合は、建設業法の規定に基づき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者」を置かなければなりません。

[監理技術者の要件] ……特定建設業の許可を受けた営業所に専任で配置

- ① 建設業法、建築士法、技術士法等に基づく技術検定の合格者
- ② 主任技術者の有資格者で、発注者から直接請負った当該業種の工事（建設業法施行令で定める金額以上かつ土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の指定建設業を除く22業種）に関し、2年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ③ その他建設大臣が認定した者

【専門技術者】（建設業法第26条の2第1項）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の専門工事を施工するときは、その専門工事に関する主任技術者の資格を有する者で当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければなりません。（例：建築一式工事に含まれる電気工事、管工事など）

ただし、専門工事の額が500万円未満（建築一式工事は1,500万円未満）の軽微な建設工事の場合は、専門技術者を配置する必要はありません。

【主任技術者・監理技術者・特例監理技術者の職務】（建設業法第26条の4第1項）

主任技術者、監理技術者及び特例監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

【現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐の兼務等】（契約約款第10条第5）

現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者・監理技術者補佐）及び専門技術者は、1つの契約の中で兼務することができます。

【主任技術者、監理技術者・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的雇用関係】

監理技術者等は、元請人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。適正な配置を確認するため、資格者証の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町村民税特別徴収額通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料等の提出を求めます。（現場代理人については必要ありません。）

なお、専任の主任技術者・監理技術者および監理技術者補佐については元請人との3か月以上の雇用関係が必要となります。この場合の3か月以上とは入札の申込日（指名競争で申込みを伴わない場合は入札執行日）以前、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3か月以上継続して雇用関係にあることをいいます。具体的な取り扱いは、国土交通省が作成した「監理技術者制度運用マニュアル」によります。

したがって、これらの技術者等は在籍出向者、派遣社員、下請業者の所属であったり、その工事のために一時的に雇用された者であってはなりません。

なお、適正な技術者が配置されないときは、約款の規定により契約を解除し、契約金額の10分の1の違約金を求めることがありますので、十分注意してください。

【営業所技術者又は特定営業所技術者】

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）は、営業所に常勤（テレワーク※を行う場合を含む。）をして専らその職務に従事することが求められています。ただし、建設業法第26条の5に該当する場合は、営業所技術者は主任技術者の職務を、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができます。

※テレワークとは、営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。

【監理技術者・主任技術者の途中交代】

技術者の交代は、適正な履行の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている技術者の途中交代は、原則として認められません。ただし、技術者の死亡・疾病・退職等、真にやむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

公共工事の請負で配置を要する技術者等及び契約締結後に提出する書類一覧表

契約の状況 技術者等の区分		請負代金額が4,500万円未満		請負代金額が4,500万円以上		
		下請なし	下請あり	下請なし	下請あり	
					下請負の合計が 5,000万円未満	下請負の合計が 5,000万円以上
配置 技術者等	現場代理人	○常駐	○常駐	○常駐	○常駐	○常駐
	主任技術者	○非専任	○非専任	○専任	○専任	—
	監理技術者	—	—	—	—	○専任
提出 書類	請負代金内訳書	○	○	○	○	○
	工 程 表	○	○	○	○	○
	現場代理人等 通知書 (監理技術者・ 主任技術者等)	・直接的雇用確認資料 資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料 ・経歴書				
	下請負人通知書	—	○下請契約書 添付	—	○下請契約書 添付	○下請契約書 添付
	施工体制台帳 の写し	—	○下請契約書 等添付	—	○下請契約書 等添付	○下請契約書 等添付
	施工体系図 の写し	—	○	—	○	○

※ この表に記載した内容は、一般的な工事請負契約に際してのものです。状況によってこれ以外の技術者等の配置や提出書類が必要となることがあります。

※ 現場代理人の添付書類は経歴書のみです。

Ⅵ 入札参加に際して

【入札金額見積内訳書の提出】

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では適正な契約金額を確保するため、入札書の提出と同時に原則として「入札金額見積内訳書」の提出を義務付けています。値引き表現等により内訳書が適正に作成されていない場合や、提出がない場合はその者がした入札は無効となります。

【技術者等が配置できない場合】

入札に参加しても、手持ち工事等の状況によりその工事に配置すべき主任技術者、監理技術者等が配置できない場合は、落札して契約を締結しても建設業法及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負契約約款に違反することになりますので、契約保証金を請求し契約を解除します。落札後に契約締結を辞退又は契約解除となった場合はペナルティ（契約保証金の請求、指名停止等）を課すこととなります。

このようなことにならないよう、技術者等の配置ができない場合は、入札辞退届を提出してください。あらかじめ入札を辞退した場合は、以降の指名等において不利益な扱いをすることはありません。

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課 総務係

電話 049-283-2051（代表）